

岐阜市新型コロナウイルス感染症ワクチン個別接種促進事業交付金交付要綱

令和5年 6月23日 決裁
改正 令和5年 8月24日 決裁
改正 令和5年 12月18日 決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱（令和2年10月23日健発1023第3号厚生労働省健康局長通知）に基づき、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン個別接種を促進するため、岐阜市新型コロナウイルス感染症ワクチン個別接種促進事業交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- (2) 診療所 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所をいう。
- (3) 夜間 午後6時から午前零時までをいう。
- (4) 時間外 診療所が標榜する診療時間以外の時間をいう。
- (5) 休日 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、同月3日又は12月29日から同月31日までの日をいう。
- (6) ワクチン個別接種 診療所において行う新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの予防接種（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業が商工会議所その他複数の企業で構成される団体を事務局として共同で実施するもの又は文部科学省が定める地域貢献の基準を満たす大学等が実施するもの（当該大学等の職員のみを対象としているものを除く。）で、当該中小企業の従業員又は当該大学等の職員若しくは生徒が当該診療所に出向いて行うものを含む。）をいう。

(交付対象事業)

第3条 交付金の交付の対象となる事業は、別表の左欄に掲げる事業期間において行われる同表の右欄に掲げる内容のワクチン個別接種とする。

(交付対象者)

第4条 交付金の交付の対象となる者は、市内に所在する診療所を運営する個人又は法

人とする。

(交付金の額)

第5条 交付金の額は、1週間（月曜日から日曜日までの7日をいう。以下同じ。）に100回以上（集団接種会場における新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の回数は含まない。以下同じ。）のワクチン個別接種を行った週におけるワクチン個別接種の回数に2,000円を乗じて得た額とする。

(交付申請)

第6条 交付金の交付を申請しようとする者（以下「交付申請者」という。）は、市長が指定する日までに、岐阜市新型コロナウイルス感染症ワクチン個別接種促進事業交付金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 岐阜市新型コロナウイルス感染症ワクチン個別接種促進事業交付金実績報告書（様式第2号）
- (2) 岐阜市新型コロナウイルス感染症ワクチン個別接種促進事業交付金請求書（様式第3号）
- (3) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業が商工会議所その他複数の企業で構成される団体を事務局として共同で実施するものにあつては、団体証明書（様式第4号）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、交付申請書の提出があつた場合は、速やかにその内容を審査の上、適当と認めるときは、岐阜市新型コロナウイルス感染症ワクチン個別接種促進事業交付金決定通知書（様式第5号）を交付申請者に通知するものとする。

(交付手続の特例)

第8条 交付金の交付に係る手続については、規則第15条、第16条及び第18条の規定は適用しない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年6月23日に施行し、同年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年8月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年12月18日から施行する。

別表（第3条関係）

事業期間	ワクチン個別接種の内容
令和5年5月1日から同年7月2日まで	各事業期間において、次の事項を4週間以上行うこと。 (1) 1週間に100回以上のワクチン個別接種を行うこと。
令和5年7月3日から同年9月3日まで	(2) 当該1週間のうち1日以上は、夜間、時間外又は休日にワクチン個別接種ができる体制を用意すること（ワクチンの集団接種会場に医療従事者を派遣することを含む。）。
令和5年9月4日から同年11月5日まで	
令和5年11月6日から同年12月31日まで	
令和6年1月1日から同年3月3日まで	